

基本理念の明確化等に関する意見(要旨)

(基本理念等を法令上明確化することの是非に関する意見)

A D Rの定着、活性化と利用の促進、信頼性・認知度の向上に資するので、A D Rの基本理念を法令上明確化することを検討すべき。

A D Rの信用を高めるためにも、A D Rが裁判と並ぶ紛争解決手段であることを明確化すべき。

A D Rにつき基本理念等を法令化することは国としてA D Rの価値を公に認めたことを意味するものであり、賛成する。

法令で、A D Rの役割を明確に規定することが必要である。

現在はA D Rを具体的に展開していくべき段階であるので、観念的な基本理念を展開するには時期尚早である。

A D Rの責務等についてガイドラインを示すことは意義があるものの、それを法令化することについては慎重であるべき。

任意に設立された民間型のA D Rと法律に基づき設立された行政型のA D Rを同じものとして捉え、統一的な理念を定めることには疑問がある。

(A D Rの基本理念等の具体的内容に関する意見)

裁判外の紛争解決という概念を明確にし、当事者が自ら紛争を解決していく理念を打ち立てることが重要である。

A D Rでは、法令とともに「善と衡平」も紛争解決の判断基準となることを明記すべき。

今後はA D Rの処理そのものがクレームの対象となることも想定されるので、基本理念とともに、A D Rの組織や手続に関する規範も明確化する必要がある。

A D Rの自主性・柔軟性を尊重し、必要以上に規制的なものとならないようにすることが必要。

A D Rの性格上、組織規範を厳格に規定すべきではない。

A D Rの基本理念等を法令上規定する場合には、現在ある多様なA D Rの活動を踏まえるとともに、個々のA D Rの特性にも配慮し、各A D Rが柔軟に対応できるようなものとすべき。

A D R機関によってA D Rの概念の認識にも差があるので、基本理念等につき合意を形成する必要。

A D Rの基本理念の明確化に当たり、弁護士制度、民事・家事調停制度との整合性を検討する必要。

インターネットの普及等により今後一層海外事業者とのトラブルが増加すると思われるので、国際的な視点からの法整備が必要。